

制度概要

事業再生計画実施関連保証（略称:改善サポート）		
目 的	中小企業活性化協議会等の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援することにより、中小企業者の事業再生の着実な進捗を図り、中小企業の活力の再生を図ることを目的とする。	
保証の対象 (資格要件)	<p>以下に掲げるいずれかの計画(債権者全員の合意が成立したものに限る。)に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者。</p> <p>①中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ②中小企業活性化協議会の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ③特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画 ④整理回収機構が策定を支援した再生計画 ⑤地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行なった事業再生計画 ⑥東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行なった事業再生計画 ⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ⑧自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく調停における調書(同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。)又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの ⑨中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画 ⑩中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 ⑪経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画 ⑫認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業(通称「405事業」)によって策定を支援した事業再生の計画</p>	
対 象 資 金	事業再生の計画の実施に必要な運転資金及び設備資金(既保証の借換えを含む。)	
保証条件	保証限度額	2億8,000万円以内(組合等は4億8,000万円以内) 普通保証 2億円以内(組合等は4億円以内) 無担保保証 8,000万円以内 特別小口保証 2,000万円以内
	保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 15年以内(据置期間 1年以内)
	返済方法	分割返済、一括返済
	貸付形式	証書貸付、手形貸付、手形割引、電子記録債権割引(個別保証に限る。)
	担 保	必要に応じて徴求する
	保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
	貸付利率	金融機関所定利率
保証料率	基準料率	責任共有制度の対象の場合 年0.80% 責任共有制度の対象外の場合 年1.00%
	適用料率	申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。 ※物的担保の提供による割引(有担保割引)は適用されない。
責 任 共 有	取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象 ただし、責任共有制度の対象外である既往保証付き借入金を同額以下で借り換える場合は、責任共有制度の対象外となる。 ※特別小口保険を利用する場合も責任共有制度の対象外となる。	
申込時添付書類	①保証の対象に掲げる計画書(写) ②その他保証協会が必要とする書類	
事業再生の計画	計画は以下の内容を満たすもの、または含むものとする。 ①債権者の合意が取れているもの。 ②申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策。 ③計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画。	
金融機関の責務	①金融機関は、中小企業者から四半期に1回、計画の実行状況の報告を受ける。 ②計画が保証の対象に掲げる機関、機構又は会議の支援に基づき作成されたものである場合、金融機関は当該機関等と連携して、中小企業者に対し、事業再生計画のフォローアップを通じ経営支援を行うことが必要。 ③金融機関は、原則として3年間にわたり、中小企業者の事業年度毎に、保証協会に対し再生計画の実行状況とともに、自らの経営支援の状況を報告する必要がある。(報告様式は任意。)	
留 意 事 項	①債権者全員の合意が成立していることの確認方法 ・活性化協議会等の機関が関係している場合はその機関に確認する。 ・機関が関係していない場合は中小企業者及び主要行に確認する。 ②経営サポート会議による検討に基づく計画により本制度を利用するときの留意点 ・中小企業者又は金融機関からの要請に基づき開催する会議であること。 ・中小企業者、主要行、保証協会が参加し、事業再生計画について、経営支援の方向性、内容等の検討、意見交換がなされること。 ・3事業年度を最短の計画とすること。	
実 施 日	平成26年1月20日 創設 令和 5年 1月31日 最終改正	